

第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第4期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

現行の由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間が令和4年度をもって終了することから、地域福祉をめぐる今日的な動向をふまえつつ、地域に内在するさまざまな生活課題や福祉ニーズ、社会資源について総合的な観点から再検討した上で、効率的かつ効果的に計画の策定を支援することを目的とする。

3. 業務の契約期間

契約締結の日から令和5年3月10日(金)まで。

4. 業務の内容

(1) 基礎調査・分析

ア 現計画の評価・検証

現行の「由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げた事業・取り組みについて、その進捗状況の評価及び検証する。

イ 市の現状把握及び課題の整理

市が所有する基礎資料や各種計画を用いて、市の現状を整理し、解決すべき課題を抽出する。

ウ 住民意識調査の分析

総合政策課が実施する令和4年度市民意識調査の結果を分析し、解決すべき課題を抽出し、市民ニーズを分析する。

エ 福祉関係団体に対する調査

ボランティア団体や自治会など、地域福祉に係る活動団体・組織に対し、活動状況や現在の課題、地域福祉に対する意見等を聴取するためのアンケートまたは必要に応じてヒアリングを実施するための実施支援、議事録（要旨）作成を行い、結果を分析する。

なお、対象団体の選定及びアンケートの回収は市が行う。

(2) 会議等運営支援

ア 計画策定委員会へ会議出席、運営支援、議事録（要旨）作成等

地域福祉計画策定委員会（4回を想定）の開催にあたり、資料原案を作成するほか、議事録（要旨）の作成を行う。

イ ワーキング会議（庁内関係課・社会福祉協議会の組織）への会議出席、運営支援、議事録（要旨）作成等

ワーキング会議（5回を想定）の開催にあたり、資料原案を作成するほか、議事録（要旨）の作成等。

ウ 計画のパブリックコメントの実施支援

計画に対する市民の意見を反映するために行われるパブリックコメントの実施にあたり、必要な後方支援を行う。

(3) 計画書の作成

国が定めるガイドラインその他の資料を参考に、上記（１）及び（２）の作業内容をもとに計画書を作成する。

（４）福祉施策に係る先進事例の提供及び例規・関連法令の情報提供

ア 計画策定に伴う施策を検討する際の資料とするため、全国自治体の特色ある福祉施策の事例提供を行う。

イ 受託者は、福祉全般の関連法令の改正に伴う例規（条例、規則・規程・要綱等）について、関連法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備・解説など、市に必要となる情報提供を随時行うものとする。

５． 成果品

（１）調査結果報告書

上記４（１）において調査・分析を行ったもの１部及び原稿の電子データ（Microsoft Word形式及びPDF形式）。

（２）地域福祉計画・地域福祉活動計画書

計画書の作成にあたっては、イラスト・図表等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるように配慮すること。

概要版については、計画書をさらに理解しやすいように編集すること。

ア 計画書

A ４判、表紙４色、本文２色、８０頁程度、２００部及び原稿の電子データ（Microsoft Word形式及びPDF形式）。

イ 概要版

A ４判、表紙４色、本文２色、８頁、１５，０００部及び原稿の電子データ（Microsoft Word形式及びPDF形式）。

（３）地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要をまとめたパワーポイントデータ（説明所要時間１５分程度のもの）

６． 個人情報の保護

受託者は、本事業に伴い取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が本事業によって取得した個人情報については、由布市の保有する個人情報として、由布市個人情報保護条例（平成１７年条例第１１号）の適用を受けるものとする。

７． その他

（１）本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、委託者と協議し決定すること。

（２）当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。

（３）本事業の成果物については、人権侵害等の怖れのある曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、無償で必要な処置を行うこと。

（４）委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとし、受託者はこの点を念頭に置いて成果物を作成すること。